３．計画に基づき実施する事業

 **(1) 事業の内容等**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業 | 【総事業費】3,748,083千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 府内各病院 |
| 事業の目標 | ・急性期の一般病棟７対１入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換に伴う施設改修への補助【事業効果】・病床の機能分化 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　病床の機能分化・連携を推進するため、急性期の一般病棟７対１入院基本料病床から地域包括ケア病棟等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようにするため、病床の転換を行う。○概要　急性期の一般病棟７対１入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換。　重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。○内容　急性期の一般病棟７対１入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するための改修等に対する補助　（療養病床棟から地域包括ケア病棟又は緩和ケア病棟に転換する場合は対象外）○補助対象　急性期の一般病棟７対１入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費及び車両運搬具○執行方法　府内各病院へ補助＜参考＞～関係補助金　①医療提供情報推進事業費補助金　　（医学的リハビリテーション施設設備整備事業）　　※補助対象者：公的団体のみ　　　基　準　額：１か所当たり10,800千円（補助率１/３）　　　補助対象：医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費　②病床転換助成事業　　※補助対象者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医療機関　　　基　準　額：改修…転換前の病床数に１床当たり500千円を乗じて得た額（補助率10/27）　　　補助対象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の改修工事費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 3,748,083(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 74,962(千円) |
| 基金 | 国 | 832,907(千円) | 民 | 757,945(千円)うち受託事業等(再掲)(千円) |
| 都道府県 | 416,454(千円) |
| その他 |  (千円) |
| 備考 | 1,249,361千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | がん診療施設設備整備事業 | 【総事業費】1,873,774千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 医療機関 |
| 事業の目標 | ・府内のがん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備を実施【事業効果】・がん医療体制の充実・専門病院と一般病院との分化を進め在宅医療、病診連携を促進 |
| 事業の期間 | 平成27年4月1日～平成28年3月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　がん患者数が増加する中、多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療が身近な地域において提供されなければならない。がん診療施設において、手術療法や放射線療法、化学療法等のがんの設備整備を充実させることで、質・量ともに府内のがん医療の水準向上を図り、がん診療施設を中心とした、訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関を含め、がん患者への切れ目のない地域医療連携体制の強化を行うことができる。このようなことから、がん診療施設の機能を充実するため医療機器等の整備を支援し、在宅を含むがん医療提供体制の強化を図る。○概要　がん診療施設設備整備事業　　がん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備費に対し支援する。○執行方法　がん診療施設へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 1,873,774(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 106,098(千円) |
| 基金 | 国 | 158,830(千円) | 民 | 52,732(千円)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 79,415(千円) |
| その他 | 1,635,529(千円) |
| 備考（注４） | 238,245千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | 在宅歯科医療機器整備事業 | 【総事業費】278,350千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府歯科医師会 |
| 事業の目標 | ・在宅訪問歯科診療用基本器材の整備として、在宅訪問歯科診療専用パッケージを26台、訪問歯科診療支援ポータブルシステムを55台整備・ポータブルレントゲン機器の整備として、ポータブルレントゲン機器を55台整備【事業効果】在宅歯科診療体制整備の推進 |
| 事業の期間 | 平成27年4月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的地域の実情に応じて、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器を整備し、地域における在宅歯科医療の充実を図る。○概要安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレントゲン機器、を各地区の実情に応じて整備する。　※地域の実情を踏まえ、地区歯科医師会をＡ、Ｂ、Ｃに分類し、在宅歯科口腔ケアステーションを整備した地区（Ａ地区）から中心に整備する。　　Ａ地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区　　　　　　他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区　　Ｂ地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区　　　　　　他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区　　Ｃ地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区　　　　　　他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区○執行方法　大阪府歯科医師会へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 |  278,350(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別 | 公 | 0(千円) |
| 基金 | 国 |  92,783(千円) | 民 | 92,783 (千円)うち受託事業等(再掲) (千円) |
| 都道府県 | 46,392(千円) |  |
| その他 | 139,175(千円) |
| 備考 | 139,175千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | 一般科処置を行う精神科病院への機器整備事業 | 【総事業費】31,500千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 精神科病床を有する医療機関 |
| 事業の目標 | ・合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助【事業効果】・夜間休日における身体合併症患者への対応を推進 |
| 事業の期間 | 平成27年８月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　一般救急での一定の処置を終えた患者の受け入れや一旦受け入れた患者の急変時に一定の対応を行うためのハード整備を行うことで、夜間休日における身体合併症患者の支援を推進する。○概要　一般救急病院において一定の処置を終えた患者を合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。○執行方法　精神科病床を有する医療機関への補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 31,500(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 10,500(千円) | 民 | 10,500(千円)うち受託事業等(再掲)（注３） (千円) |
| 都道府県 | 5,250(千円) |
| その他 | 15,750(千円) |
| 備考（注４） | 15,750千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | 地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業 | 【総事業費】600,000千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 医療機関 |
| 事業の目標 | ・15ヶ所の地域診療情報ネットワークの導入や拡充を支援【事業効果】・病診連携の推進により在宅医療への復帰促進 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。○概要　地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。○内容　〔対象〕医療機関　〔箇所〕Ｈ27：15ヶ所　〔補助上限〕20,000千円／箇所　〔経費〕システム導入費（サーバー導入費、工事費等）、　　　　　既存システム改修費　　　　　※維持・管理費、端末代は対象としない。○執行方法　医療機関へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 600,000(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 200,000(千円) | 民 | 200,000(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 100,000(千円) |
| その他 | 300,000(千円) |
| 備考（注４） | 300,000千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | 救急搬送・受入体制強化システム改修事業 | 【総事業費】34,874千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託） |
| 事業の目標 | ・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化【事業効果】・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。○概要　救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れ体制強化に向けて救急・災害医療情報システム及びＯＲＩＯＮ（救急搬送・情報収集・集計分析システム）の改修を行う。○執行方法　エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 34,874(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 23,249(千円) | 民 | 23,249(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）23,249 (千円) |
| 都道府県 | 11,625(千円) |
| その他 | 0(千円) |
| 備考（注４） | 34,874千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 |
| 事業名 | 地域救急医療システム推進事業 | 【総事業費】342,817千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 府内の医学部設置大学 |
| 事業の目標 | ・救急研修拠点施設を中心とした研修等の運営【事業効果】・医師の救急初期診療能力の向上 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成29年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　府域全体の救急医療提供体制の充実を図るため、高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、断らない二次救急医療を支える人材を確保する。○概要　救急研修拠点施設（初期以降の幅広い領域にまたがる救急患者を多数受け入れつつ高次救急対応機能を有する病院）を中心に、各診療科医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。　〔対象事業者〕府内の医学部設置大学　〔対象事業〕　①救急研修拠点施設で次の活動を行うための教員の派遣事業　　　　　　　　　・救急研修拠点施設での教育の支援　　　　　　　　　　（研修医への指導・研修拠点の上級医が教育に専念する　　　　　　　　　　　際の診療の支援）　　　　　　　　　・地域の二次救急病院等へ救急研修拠点施設の上級医が派　　　　　　　　　　遣された際の診療の支援　　　　　　　　②医師の資質向上を図る体制運営の安定化に向けた事業　　　　　　　　　・即時に専門診療科の助言を受けられるバックアップ体制　　　　　　　　　　構築に向けた設備整備　　　　　　　　　・あらゆる診療科の医師に対応できる汎用性のある救急初期診療研修プログラム作成ガイドラインの検討○執行方法　府内の医学部設置大学へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 342,817(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 44,486(千円) |
| 基金 | 国 | 111,215 (千円) | 民 | 66,729(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 55,607(千円) |
| その他 | 175,995(千円) |
| 備考（注４） | H27　78,826千円H28　87,996千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | 訪問看護ネットワーク事業 | 【総事業費】38,523千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府訪問看護ステーション協会、大阪府 |
| 事業の目標 | ・複数の小規模な訪問看護ステーション間の連携を強化し、機能強化型訪問看護ステーションへシフトできるよう、その相互連携強化のために必要な経費について100か所を支援（ネットワーク事業）・訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描く（実態調査事業）【事業効果】・在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実（ネットワーク事業）・訪問看護の安定的な供給と効果的な運営の推進（実態調査事業） |
| 事業の期間 | 平成27年４月～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ■訪問看護ネットワーク事業○事業目的　高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、必要な訪問看護師の確保とともに、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことにより、在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実を図る。○概要　訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化し、訪問看護の安定的な供給とサービスの向上を図るため、24時間対応やコールセンター等の設置などの相互連携事業を実施する訪問看護ステーションに対し、必要な備品購入費や施設改修費、人件費等について補助する。○執行方法　大阪府訪問看護ステーション協会へ補助■実態調査事業○事業目的　大阪府に応じた訪問看護を推進する上での課題を地域別に明確にするため、訪問看護ステーションの規模をはじめ、サービスの提供や医療機関との連携、看護職員の採用及び離職状況等の実態を調査し、訪問看護の安定的な供給と効果的な運営を推進する。○概要　訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描くため、大阪府が訪問看護実態調査を実施する。○執行方法　直執行 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 38,523(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 277(千円) |
| 基金 | 国 | 25,682(千円) | 民 | 25,405(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）25,405 (千円) |
| 都道府県 | 12,841(千円) |
| その他 | 0(千円) |
| 備考（注４） | 38,523千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 在宅医療推進事業 | 【総事業費】184,525千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府医師会、地区医師会 |
| 事業の目標 | ・47地区医師会にコーディネータを配置し、在宅医療の拡充を図る。【事業効果】・在宅医療提供体制の強化、在宅医療の供給拡充 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　在宅医療連携において、地域の需要や実態にあった在宅医療の調整役が必要である。これまでの多職種連携体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するためのコーディネータを配置し、さらなる在宅医療提供体制の強化を図る。また、研修の実施により、コーディネータの機能向上を図る。○概要　①コーディネータの活動支援(地区医師会が雇用する際の活動経費を支援)　②コーディネータの機能向上(コーディネータ同士で取組みを情報交換、好事例を報告)○内容　①〔対象〕府内57地区医師会のうち47地区医師会　　〔経費〕人件費（報酬･手当･共済費）、活動経費（旅費･需用費･役務費等）　 　②〔対象〕大阪府医師会　 〔経費〕報償費、会場費、教材費、案内送付、連絡調整（賃金･旅費･役務費）、報告書冊子、広告費○執行方法　大阪府医師会または地区医師会に補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 184,525(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 123,017(千円) | 民 | 123,017千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 61,508(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 184,525千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 在宅医療推進協議会運営事業 | 【総事業費】245千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府 |
| 事業の目標 | ・在宅医療推進協議会の設置・運営・今年度２回開催【事業効果】・在宅医療提供体制の強化・充実 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。○概要　医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、病院協会等、在宅医療に係る関係者が一堂に会して協議する場である在宅医療推進協議会を設置・運営する。　※既存の大阪府医療審議会の専門部会として設置　　庁内関係各課は、オブザーバーとして参加○内容　〔対象〕在宅医療推進協議会を年２回開催　〔人数〕委員10名○執行方法　直執行 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 245(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 163(千円) |
| 基金 | 国 | 163(千円) | 民 | (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 82(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 245千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 在宅歯科医療連携体制推進事業 | 【総事業費】67,625千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府歯科医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・在宅歯科医療連携室の設置・在宅歯科ケアステーションの設置・歯科との連携に向けた他職種向け研修の実施【事業効果】・在宅歯科医療体制の充実 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１５日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　大阪府歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各郡市区歯科医師会に在宅歯科ケアステーションを設置できるよう、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の推進を図る。○概要　在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。　なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する他職種向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。　①在宅歯科医療連携室の設置　　在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域からの情報管理　②地域における在宅歯科医療の推進　　地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会をＡ，Ｂ，Ｃに分類し、Ａ，Ｂ，Ｃ地区それぞれに応じて実施する事業に対し補助する。　　Ａ地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（16地区）　　　　　　他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区　　　　　　実施事業【在宅歯科ケアステーション設置】：相談窓口の開設　　Ｂ地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区（13地区）　　　　　　他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区　　　　　　実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修(アドバンストコース)】　　Ｃ地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区（27地区）　　　　　　他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区　　　　　　実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修（ベーシックコース）】○執行方法　大阪府歯科医師会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 67,625(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 45,083(千円) | 民 | 45,083(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）45,083 (千円) |
| 都道府県 | 22,542(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 67,625千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業 | 【総事業費】4,496千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府歯科医師会 |
| 事業の目標 | ・摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法についての実地研修実施【事業効果】・摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の人材育成・確保 |
| 事業の期間 | 平成27年8月１日～平成28年3月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　今後、在宅医療のニーズが増加し、摂食嚥下障害を有する在宅患者が増加すると予想されており、在宅において口腔ケアを実施している歯科専門職種が、摂食嚥下障害についても対応できれば、在宅等療養者の生活の質の向上、誤嚥性肺炎の予防等への貢献が期待できる。　しかし、現在、摂食嚥下障害に対応可能な歯科専門職種は、一部の歯科医師等だけであり摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の確保や質の向上をすすめていく必要がある。　そこで、摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域の歯科医師に対し、摂食嚥下障害の診断と訓練方法について、実地研修を行うことにより摂食嚥下障害に対応可能な歯科医師の養成を図る。○概要　摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域における摂食嚥下障害に関する訪問歯科診療での、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法について、実地研修を行う。○補助率：１０/１０　（ただし、ＶＥ購入に係る費用については補助率１/２）○執行方法　大阪府歯科医師会へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 4,496(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 2,331(千円) | 民 | 2,331(千円)うち受託事業等(再掲)（注３） (千円) |
| 都道府県 | 1,165(千円) |
| その他 | 1,000(千円) |
| 備考（注４） | 3,496千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 歯科衛生士の人材育成事業（歯科） | 【総事業費】3,505千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府歯科衛生士会 |
| 事業の目標 | ・地域において在宅歯科医療の中心となる歯科衛生士養成のための研修会実施【事業効果】・在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯科衛生士の人材育成・確保 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　在宅歯科医療に関わる歯科衛生士の人材育成を行い、地域における在宅歯科医療の充実を図る。○概要　在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識・技術の習得レベルに応じて、在宅医療に従事する歯科衛生士の人材育成のための研修会を実施する。　（研修内容）　　①ベーシック研修会（８回開催）　　　【対象】歯科衛生士　　②アドバンスト研修会（２回開催）　　　【対象】在宅医療についての基礎知識を有する歯科衛生士○補助率：１０/１０　（ただし研修使用機器購入に係る費用については補助率１/２）○執行方法　大阪府歯科衛生士会へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 3,505(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 2,100(千円) | 民 | 2,100(千円)うち受託事業等(再掲)（注３） (千円) |
| 都道府県 | 1,050(千円) |
| その他 | 355(千円) |
| 備考（注４） | 3,150千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | ＣＡＤ／ＣＡＭシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業 | 【総事業費】3,275千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府歯科技工士会 |
| 事業の目標 | ・ＣＡＤ／ＣＡＭシステム等最新の歯科技工技術の習得を目的とした研修の実施【事業効果】・ＣＡＤ／ＣＡＭシステム使用した歯科技工の知識及び技術を取得した歯科技工士の人材育成・確保 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　ＣＡＤ／ＣＡＭシステムなどの新たな歯科技工技術の発展に伴い、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給していくためには、それら技術に対応することが出来る歯科技工士の育成が求められている。　そこで、ＣＡＤ／ＣＡＭシステムなどの最新の歯科技工技術を用いた歯科補てつ物等の作成についての研修会を習得度合に分け実施し、歯科技工士の人材育成を支援する。○概要　ＣＡＤ／ＣＡＭを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最近の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会を技工技術の習得具合に分け実施する。　〔習得レベル〕　　・ベーシックコース　：ＣＡＤ／ＣＡＭシステムによる単冠の作成技術の　　　　　　　　　　　　　習得　　・アドバンストコース：ＣＡＤ／ＣＡＭシステムによる複数冠、ブリッジ　　　　　　　　　　　　　等の作成技術の習得○執行方法　大阪府歯科技工士会へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 3,275(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 2,183(千円) | 民 | 2,183(千円)うち受託事業等(再掲)（注３） (千円) |
| 都道府県 | 1,092(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 3,275千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 無菌調剤対応薬剤師の育成事業 | 【総事業費】9,750千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府薬剤師会 |
| 事業の目標 | ・無菌調剤に関する研修を実施【事業効果】・在宅医療（薬剤）受入体制の整備を推進 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　薬局・薬剤師への無菌調剤に関する研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。○概要　薬局薬剤師を対象に以下の研修を実施する。　・無菌調剤に関する導入研修　　（輸液ポンプの使い方、調整の順番等留意点の研修）　・薬科大学を利用した無菌調剤に関する実務研修　　（無菌調剤に必要な基本的な流れを学習）　・共同利用無菌調剤薬局での実務研修　　（実務を想定した研修）　　〔対象人数〕平成27年度　150名執行方法　大阪府薬剤師会へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 9,750(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 5,500(千円) | 民 | 5,500(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 2,750(千円) |
| その他 | 1,500(千円) |
| 備考（注４） | 8,250千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業 | 【総事業費】6,000千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託） |
| 事業の目標 | ・府内の精神科病院における入院者退院支援委員会への支援を実施【事業効果】・精神障がい者の早期退院・地域定着の推進 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　精神科医療機関が開催する退院支援委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘した場合に一定の支援を行うことで、地域における医療と福祉の連携体制の整備を推進し、退院支援を進める。○概要　精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。　〔対 象 等〕精神科病床を有する医療機関　〔人 数 等〕250人　　　　　　　　〔補助単価〕患者の支援委員会については一人当たり、24,000円を上限とする○執行方法　大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 6,000(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 240 (千円) |
| 基金 | 国 | 4,000(千円) | 民 | 3,760(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）3,760(千円) |
| 都道府県 | 2,000(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 6,000千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業 | 【総事業費】4,140千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・精神科病院の看護師等を対象に身体合併症患に対応するための研修を実施するとともに、一般救急病院等の看護師等に対して、精神疾患への対応方法についての研修を実施することで、双方の対応力向上を図る【事業効果】・精神科救急医療における看護職員の対応力の向上・在宅の精神障がい者が急性増悪時に適切かつスムーズに精神科医療に繋がる体制を整備することで予後の悪化を抑えて在宅生活の維持を図る |
| 事業の期間 | 平成27年９月17日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　精神科救急体制において、夜間休日における合併症患者への対応について、直接患者に対応する看護師等の資質の向上（精神科・一般科への知識・技術面の向上）を目指す。○概要　精神科の資質向上を図るための研修を実施する。　・大阪精神科病院協会　　⇒精神科病院の看護師向け「身体合併症患者について」の研修　・大阪府医師会　　⇒一般科病院の看護師向け「精神疾患患者について」の研修　なお、研修は講義による研修と実際の病院における実地研修を中心とした内容とする。　〔対 象 等〕一般科、精神科病院の看護師等のコメディカルスタッフ　〔人 数 等〕府内10病院程度で実施　〔補助単価〕・一般科病院　１回当たり374千円／5病院　　　　　　　　　　　　　 委託事務費200千円　　　　　 　・精神科病院　一回当たり374千円／5病院　　　　　　　　　　　　　 委託事務費200千円○執行方法　大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 4,140(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 2,760(千円) | 民 | 2,760(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）2,760 (千円) |
| 都道府県 | 1,380(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 4,140千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 一般救急病院への精神科コンサル事業等 | 【総事業費】57,460千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪精神科病院協会に委託） |
| 事業の目標 | ・精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実【事業効果】・夜間休日における身体合併症患者への対応を推進 |
| 事業の期間 | 平成27年８月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　精神科救急医療体制の中で夜間休日における身体合併症患者への支援を推進するため、合併症支援病院の確保及び体制の充実を図る。○概要　①身体合併症支援病院において、輪番時に受け入れた合併症患者の継続的な処置のコーディネートや急変時の対応を一般科医等が行う体制を整備する。　②一般救急病院に対して精神科的なコンサルテーションを行う体制を整備する。○執行方法　大阪精神科病院協会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 57,460(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 38,307(千円) | 民 | 38,307(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）38,307 (千円) |
| 都道府県 | 19,153(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 57,460千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業 | 【総事業費】4,893千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（地区医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・一般科病院への精神科診療所等によるコンサルテーション体制の構築　（モデル想定：松原市）・認知症医療における医療連携パス等の作成　（モデル想定：大阪狭山市・吹田市） |
| 事業の期間 | 平成27年５月25日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　精神科領域に係る在宅医療の推進については、地域において精神科・一般科の医療機関等（病院・診療所）がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を重層的に提供する必要があるため、各医療機関のネットワークの構築を推進することで地域医療サービス水準の底上げを図りつつ、医療における機能分化と連携を進める。○概要　既に精神疾患(認知症等を含む)の医療について個々の医療機関（病院・診療所）での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での認知症医療連携体制の整備を進める。　〔内容〕　　・一般科病院に入院している患者が精神疾患（認知症等を含む）の症状を発症して対応で困るような事例について、各病院を訪問しつつインテークを行い、精神科医のコンサルテーションへとつなぐコーディネーターを配置し、医療の機能分化と連携を担う。また実際の症例については、精神科医がコンサルテーションを行う。（松原モデル）　　・認知症の医療の基幹的役割を果たす認知症疾患医療センターや診療を行う地域の病院や診療所等における患者情報（認知症の病態や対応方法)に係る情報の受け渡しを行うツールの作成を目標に　　　①共通のツール作成を行うための連携会議・事例検討会の開催　　　②パスを作成し普及を図るための取り組みを行う。（大阪狭山市・吹田市モデル）○執行方法　地区医師会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 4,893(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 3,262(千円) | 民 | 3,262(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）3,262(千円) |
| 都道府県 | 1,631(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 4,893 千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 認知症早期医療支援モデル事業 | 【総事業費】2,518千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 泉州圏域・三島圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（泉大津市医師会、茨木市医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・サポート医による訪問支援を３回実施・認知症掘り起こし時に、認知症鑑別簡易版チェックシートを使用することにより、かかりつけ医への受診を促す・認知症患者に対する認知症専門医のいる病院等の紹介【事業効果】・認知症医療におけるネットワーク構築・在宅医療における認知症患者の支援体制構築・認知症鑑別簡易版チェックシートの作成 |
| 事業の期間 | 平成27年６月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　認知症患者の支援体制構築を促進し、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター事業等との連携を進める。○概要　泉大津市並びに忠岡町地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等で構成された訪問支援チームの支援対象者のうち、特に医療的に手厚い支援が必要な対象者に対して、同医師会の認知症サポート医等が、チームのバックアップだけでなく、初期段階からチームに同行し、適切な支援を提供することで、より有効な初期集中支援を行う。手厚い支援が必要な事例を集約し、地域の関係機関でその対応方策等を検討し共有することで、地域の認知症患者の支援力向上につなげる。　また、茨木市医師会においては、認知症疾患の早期発見ネットワークの構築や、認知症患者の早期掘り起こしを実施するため、認知症の掘り起こし時に、認知症であるかどうかの鑑別ができる簡易版のチェックシートを使用することで、かかりつけ医への受診を促し、かかりつけ医が認知症診断を行い、認知症と診断された者については認知症疾患医療センター等の専門医のいる病院等を紹介するという取り組みを実施する。○執行方法　泉大津市医師会、茨木市医師会へ委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 2,518(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 1,679(千円) | 民 | 1,679(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）1,679 (千円) |
| 都道府県 | 839 (千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 2,518千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 未治療・治療中断者へのアウトリーチ拠点事業 | 【総事業費】4,700千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府立精神医療センターに委託） |
| 事業の目標 | ・精神疾患をもつ患者の早期受診・医療的支援の提供を促進【事業効果】・医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備 |
| 事業の期間 | 平成27年６月９日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　未治療者や長期間治療を中断している患者への医療提供については、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ実施が困難な状況にあるため、医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する。○概要　未受診者・長期治療中断者の把握を行うネットワーク会議の設置、関係機関との調整を行うコーディネーターの配置及び、精神科病院において構成した訪問チームによるアウトリーチ支援を実施する。○執行方法　大阪府立精神医療センターに委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 4,700(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 3,133(千円) | 民 | 3,133千円)うち受託事業等(再掲)（注３）3,133(千円) |
| 都道府県 | 1,567(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 4,700千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 訪問看護師確保定着支援事業 | 【総事業費】84,050千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会 |
| 事業の目標 | １　看護学生インターンシップの実施（100名）２　職場を体験する訪問看護実地研修を30か所で実施３　訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修を実施４　地域の実情に応じた訪問看護の実践研修を実施５　勤務年数にあった訪問看護師階層別研修を実施６　訪問看護師産休等代替職員の確保支援を実施【事業効果】・訪問看護師の質の向上と確保・定着による在宅看護体制の充実。 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑に移行するためには、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。　また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められている。このため、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り在宅看護を充実する。○概要　訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施するとともに、訪問看護ステーションに勤務する新人看護師を指導する看護師や産休等を取得する看護師の代替職員給与費を補助し、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り、在宅看護を充実する。　１　看護学生インターンシップ　　・新人看護師（新卒または卒後２年未満の看護師）が訪問看護に興味を持ち、訪問看護ステーションに就業するような取組を行う。　　　〔対象〕看護学生（１年次～）　　　　　　　※看護職員養成所のインターンシップに位置づけ　100名　　　〔期間〕１日　　　〔内容〕訪問看護ステーションでの職場体験〔対象経費〕事務費、研修費、事務職員費（人件費）　　　〔執行方法〕大阪府訪問看護ステーション協会へ補助　　・事前に訪問看護ステーション、看護学校、看護系大学、病院管理者への広報・説明会を開催　　　※アンケート調査を実施し効果を検証する　２　訪問看護実地研修事業　　・高度な看護力を有する医療機関勤務看護師や在宅医療に意欲のある未就業の潜在看護師を対象に、訪問看護事業所において、職場を体験する実地研修を行う。　　　〔対象〕病院看護師・未就業潜在看護師　　　〔期間〕１ヶ月　　　〔内容〕訪問看護事業所の職場を体験する実地研修　　　　　　　（訪問やカンファレンス、地域連携会議への参加など）　　　〔対象経費〕指導者人件費、講師謝礼、研修費、事務費　　　〔執行方法〕大阪府看護協会へ補助　３　訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修　　・訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の医療技術・知識を習得、入院患者が適切に在宅に移行するための連携方法について合同研修を行う。　　　ⅰ訪問看護ステーション看護師研修　　　ⅱ医療機関看護師研修　　　〔対象〕訪問看護師及び病院看護師（130名）　　　〔期間〕２日～５日　　　〔内容〕座学（講義・グループワーク）・実習　　　〔対象経費〕講師謝礼、研修費、事務費　　　ⅲ訪問看護ステーション管理者研修　　　　訪問看護ステーション管理者の管理能力を向上できるよう、事業所経営に関する経営管理、人的管理等の研修を実施する。　　　〔対象〕訪問看護ステーション管理者・実務者　120名　　　〔期間〕１日～３日（年４回実施）　　　〔内容〕経営戦略マネージメント　ネットワークづくりためのグ　ループワーク等　　　〔対象経費〕講師謝礼、研修費、事務費　　　〔執行方法〕大阪府看護協会へ補助　４　訪問看護実践研修　　・身近な地域において、訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の各訪問看護師の知識・経験等に応じた実践的な研修・指導を行い、訪問看護師の育成・定着を図る。　　・地域の介護支援事業所、地域包括センターなどの介護分野をはじめ、病院、往診医、薬剤師等との情報共有や看護分野の研修等を実施、医療と介護の連携を進め、在宅医療の充実を図る。　　　〔対象〕訪問看護ステーション（11ヶ所）　　　〔内容〕地域において訪問看護の確保育成定着に関する実践研修を行う　　　〔対象経費〕事務消耗品費、研修費、事務職員経費（人件費）　　　〔執行方法〕大阪府訪問看護ステーション協会へ補助（間接補助）　　　　　　　　　（事業部分は訪問看護ステーション協会から府内訪問看護ステーションに委託）　５　訪問看護師階層別研修　　・小規模訪問看護ＳＴの新人等の看護師を対象に、勤務年数にあったテーマを設定し演習やグループワークを行う。不安や悩みを抱える看護師には同行訪問による研修を実施。　　　〔対象〕小規模訪問看護ＳＴの新人（勤続２年まで）・中堅（３～４年と５年以上）の看護師　　　〔内容〕勤務年数別に、演習・グループワーク・同行訪問を実施　　　〔人数〕演習、グループワーク40人、同行訪問ＯＪＴ10人程度　　　　　　　※受講者の不安や悩みを抽出し、指導看護師が訪問看護ＳＴに同行訪問しＯＪＴを実施　　　〔対象経費〕事務消耗品費、研修費、同行指導者経費（人件費）　　　〔執行方法〕大阪府看護協会へ補助　６　訪問看護師産休等代替職員確保支援事業　　・訪問看護ＳＴで働く常勤の看護職員が、出産、育児又は介護のため長期間にわたって継続する休暇を必要とした場合、訪問看護ＳＴが代替非常勤職員を雇用した際、その雇用経費を負担する。　　・ナースバンクを活用して短期間の非常勤職員の登録を行い、代替職員の雇用を円滑に行う。　　　〔対象経費〕事業費（代替職員人件費）　　　　　　　　　事務費（事務職員経費、交通費、資料代等）　　　〔執行方法〕大阪府訪問看護ステーション協会へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 84,050(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 56,033(千円) | 民 | 56,033 (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 28,017(千円) |
| その他 |  (千円) |
| 備考（注４） | 84,050千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 小児のかかりつけ医育成事業 | 【総事業費】1,084千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（一部大阪府医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・27年度に研修会開催（２回予定）【事業効果】・医療的ケアの必要な児への在宅医療提供体制の構築促進 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　医療的ケアの必要な児と保護者が安心して在宅医療を継続するため、地域の小児科医や小児科以外の医師及び医療スタッフが小児の特性を理解し、児の診療ができるよう必要な医療技術を身に付ける。また、関係機関によるネットワーク構築の必要性を理解したかかりつけ医を育成する。　また、かかりつけ医とともに患児・家族を支援するため、地域の保健師等についても技術研修を実施する。○概要　かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。　〔対象〕地域の小児科医、内科医等訪問診療医及び医療スタッフ　〔人数〕参加者40人/回、スタッフ４人/回　〔事業内容〕医師等研修費（大阪医師会委託料）　　　　　　　保健師等研修費（府直接実施）　○執行方法　医師等を対象とするものは大阪府医師会に委託　　　　　　保健師等については府において直接実施 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 1,084(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 33(千円) |
| 基金 | 国 | 723(千円) | 民 | 690 (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）690 (千円) |
| 都道府県 | 361 (千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 1,084千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 糖尿病医療連携推進事業 | 【総事業費】10,416千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の作成・糖尿病医療連携の関する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等の実施【事業効果】・在宅医療における糖尿病患者医療連携体制強化 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　糖尿病患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、専門医とかかりつけ医の連携、さらには各関連科との連携体制を構築する。○概要　糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関、患者等を対象とする調査を実施し、地域の医療体制の実情や課題を把握し、糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）を作成する。　また、糖尿病医療連携にかかわるスタッフ（医師、看護師、栄養士、糖尿病療養指導士など）の養成に資する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等を行う。　・医療機関、患者等を対象とする調査の実施　・府内の地域医療体制の実情を踏まえた糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の策定　・糖尿病医療連携にかかわるスタッフの養成（研修会の開催等）○執行方法　大阪府医師会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 10,416(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 6,944(千円) | 民 | 6,944(千円)うち受託事業等(再掲)（注３） 6,944(千円) |
| 都道府県 | 3,472(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 10,416千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 難病患者在宅医療支援事業 | 【総事業費】34,990千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院に委託） |
| 事業の目標 | ・地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を対象に、同行訪問形式の研修（90回程度／年）及び講義形式（２回／年）を実施し、育成・指導・また、難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成【事業効果】・在宅医療の推進 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導し、在宅医療の推進を図る。○概要　難病治療に実績のある大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院が地元医師会等と連携して、下記の事業を実施する。　①難病専門病院のスタッフが地域医療機関スタッフと同行訪問することで、地域医療機関スタッフが難病患者へ訪問診療を行うことへの知識の向上と不安の解消を図る。　②地域医療機関スタッフを対象に難病患者の在宅医療に関する講義型の研修会を実施する。　③難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成する。○執行方法　各専門病院に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 34,990(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 10,331(千円) |
| 基金 | 国 | 23,327(千円) | 民 | 12,996(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）12,996 (千円) |
| 都道府県 | 11,663(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 34,990千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 在宅療養における栄養ケア事業 | 【総事業費】5,800千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（一部大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会に委託） |
| 事業の目標 | ・連絡会議の開催　８圏域×２回・ワーキンググループの開催　８圏域×３回・在宅栄養ケアスタッフ研修会　８圏域×２回・栄養ケアサービスのモデル実施　２施設・在宅療養者及び介護者に対する栄養相談　８圏域×２回・在宅療養者及び介護者に対する調理指導　２５回【事業効果】・在宅医療体制の充実 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　在宅療養者のニーズに応じた食支援を効率的かつ継続的に行えるよう、地域での在宅療養における栄養ケア体制を構築する。○概要　在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議を開催し、地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、保健所医師、保健師、栄養士など多職種によるワーキンググループを設置し、医療機関、訪問看護ステーション、市町村等と協議の上、栄養ケア体制の連携促進マニュアルを作成する。また、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。○執行方法　直執行及び大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会へ委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 5,800(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 400(千円) |
| 基金 | 国 | 3,867(千円) | 民 | 3,467(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）3,467 (千円) |
| 都道府県 | 1,933 (千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 5,800千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 緩和医療の普及促進等事業 | 【総事業費】21,000千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | がん診療拠点病院、医療機関、医師会等 |
| 事業の目標 | ・緩和医療の正しい知識の普及事業の内、普及啓発事業を10　ヶ所で支援・緩和医療人材養成等事業を15ヶ所で支援【事業効果】・緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制整備の実現 |
| 事業の期間 | 平成27年4月1日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるようにするためには、症状や環境にあわせて治療の初期段階から切れ目のない緩和医療提供体制を整備することが重要である。また、更なる高齢化の進展に伴ってがん患者数の増加が見込まれることや高齢者の思いや苦痛に寄り添う必要性があることから緩和医療の重要性はますます高まっていく。このようなことから、緩和医療へのアクセスを改善し患者や家族の苦痛の軽減につなげるとともに、入院や外来、在宅において最適な緩和医療が提供できるよう充実していくことが必要である。しかしながら、患者や家族に緩和医療に対する正しい理解や周知が進んでいないこと、がん医療に携わる医療従事者の緩和医療の重要性に対する認識も十分とは言い切れないこと、身体的苦痛のみならず精神心理的苦痛への対応も求められていること等様々な課題がある。このようなことから、府民への緩和医療の正しい理解促進の取組みを進めるとともに、在宅緩和ケアを担うかかりつけ医など緩和医療に携わる医療従事者に対する各地域での研修を行うことで緩和医療提供体制の充実と切れ目のない提供体制整備をめざす。○概要　①緩和医療についての正しい知識の普及事業　　・がん診療拠点病院（国・府指定）が行う相談支援センターの充実強化、啓発資料作成を支援する。　②緩和医療に携わる人材養成等事業　　・緩和医療人材養成事業（在宅医療含む）：地域のかかりつけ医等医療従事者を対象とした緩和医療研修会の開催等緩和医療人材の養成（初任者研修等）を行う地区医師会や医療機関等に対し補助する。○執行方法　①がん診療拠点病院へ補助　　　　　　②がん診療拠点病院、医療機関、医師会等へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 21,000(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 0 (千円) |
| 基金 | 国 | 12,333(千円) | 民 | 12,333 (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 6,167(千円) |
| その他 | 2,500(千円) |
| 備考（注４） | 18,500千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | ＨＩＶ感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業 | 【総事業費】2,964千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・府内の在宅及び透析等一般診療等でのＨＩＶ感染者の受入れを促進する。・一般診療を行う診療所等へのエイズ治療拠点病院による相談・支援体制を構築する。【事業効果】・地域の診療所等で、ＨＩＶ感染者の多様な医療ニーズに対応・エイズ治療拠点病院と一般診療所等との機能分化と病診連携を促進 |
| 事業の期間 | 平成27年4月1日～平成28年3月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　ＨＩＶ感染症は治療の進歩により慢性疾患となっており、感染者の高齢化や合併症により、ＨＩＶ感染症以外の多様な医療や介護へのニーズが高まっている。今後確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応するため、ＨＩＶ感染者の一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受け入れ診療所等の拡充と病診連携を促進する。　　○概要　ＨＩＶ感染者の受け入れが可能な地域の診療所等を把握し、研修会及びエイズ治療拠点病院との連絡会議を開催する。○内容①大阪府医師会による会員等への調査により、ＨＩＶ感染者の一般診療が可能な協力診療所等を把握する。　②当該診療所等をリスト化し、拠点病院等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。　③当該診療所等に対し、拠点病院専門医等の協力を得て研修会を実施し、かかりつけ医を育成する。　④当該診療所等及び拠点病院との連絡会議を開催し、円滑な病診連携に向けて協議する。○執行方法　大阪府医師会に委託　 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 2,964(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 　 (千円) |
| 基金 | 国 | 1,976(千円) | 民 | 1,976(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）1,976(千円) |
| 都道府県 | 988(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 2,964千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 医療勤務環境改善支援センター運営事業 | 【総事業費】24,835千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府私立病院協会に委託） |
| 事業の目標 | ・医療勤務環境改善支援センターの運営【事業効果】・医療従事者の勤務環境改善 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、医療機関の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワークライフバランスなどの幅広い観点を視野に入れた取組を推進する。○概要　医療勤務環境改善支援センターにおいて、以下の事業を行う。　・先進事例の情報収集　・経営・勤務環境に関する調査分析　・個別支援・フォローアップ　・運営協議会の設置・開催　・研修（ワークライフバランス研修など）○執行方法　大阪府私立病院協会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 24,835(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 16,557(千円) | 民 | 16,557(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）16,557千円) |
| 都道府県 | 8,278(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 24,835千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備 | 【総事業費】372,600千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 特定機能病院（但し、前年度の逆紹介率が50％未満の病院を除く） |
| 事業の目標 | ・医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援【事業効果】・医療従事者の勤務環境向上 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することで、医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境を整え、病院の機能強化を推進する。○概要　病院の機能強化を推進するためには、医師事務作業補助者を配置し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することが非常に有効であることから、診療報酬の医師事務作業補助体制加算の対象外となっている特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する補助を行う。　〔対象〕特定機能病院において、医師事務作業補助者の配置に係る人件費補助　　　　　（条件）　　　　　　①地域医療の充実に寄与させる観点から、前年度の逆紹介率に応じて補助率の割落しを行うとともに、逆紹介率が50％未満の特定機能病院は補助対象外とする。　　　　　　②医師事務作業補助者に対する研修の実施（資質の確保）医師事務作業補助者導入による成果、働き方などを効果検証し、他の医療機関へ普及を図る。○執行方法　特定機能病院へ補助　　　　　（ただし、前年度の逆紹介率が50％未満の病院を除く） |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 372,600(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 45,360千円) |
| 基金 | 国 | 82,800(千円) | 民 | 37,440(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 41,400千円) |
| その他 | 248,400千円) |
| 備考（注４） | 124,200千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 病院内保育所施設整備費補助事業 | 【総事業費】23,449,013千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 医療機関 |
| 事業の目標 | ・病院内保育所施設整備・看護師勤務環境改善施設整備を補助【事業効果】・看護職員の定着 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着に寄与する。○概要　病院内保育所施設整備費補助事業　　・看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図るため、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助する。　　・近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整えた場合に、基準面積の算定に、収容定員31人～60人を追加。　　・公立病院についても、同様の要件を満たせば、収容定員31人～60人部分のみ、基準面積に算入して交付。○執行方法　医療機関へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 23,449,013(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 |  (千円) |
| 基金 | 国 | 7,756(千円) | 民 | 7,756(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 3,878(千円) |
| その他 | 23,437,379(千円) |
| 備考（注４） | 11,634千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 病院内保育所運営費補助事業 | 【総事業費】2,990,668千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 医療機関 |
| 事業の目標 | ・病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助【事業効果】・看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職の推進 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職を図る。○概要　看護職員をはじめとした医療従事者の定着を図るため、病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。　24時間保育等の加算額については、近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整備することを条件化して交付する。　公立・公的病院も同様の条件を満たせば、加算額部分のみ交付対象に追加。○執行方法　医療機関へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 2,990,668(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 12,255(千円) |
| 基金 | 国 | 265,675(千円) | 民 | 253,420(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 132,837(千円) |
| その他 | 2,592,156(千円) |
| 備考（注４） | 398,512千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 地域医療支援センター運営事業 | 【総事業費】52,573千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府立病院機構に委託） |
| 事業の目標 | ・地域医療支援センターの運営【事業効果】・医師の診療科目・地域偏在を軽減 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師確保を推進する。　本事業の取り組みにより、救急医療・周産期医療をはじめとした各分野の医療提供体制の充実を図る。○概要　府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施する。　センターが個々の医師の意向も踏まえながら、適切な時期に適切な研修・指導を受け、効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う。　こうした動きの中で地域におけるバランスのとれた医師配置を実現していく。　〔対象〕地域医療支援センター運営事業費　〔人数〕専任医師２人・専従職員３人○執行方法　大阪府立病院機構に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 52,573(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 35,049(千円) |
| 基金 | 国 | 35,049(千円) | 民 | (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 17,524(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 52,573千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 地域医療確保修学資金等貸与事業 | 【総事業費】12,896千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府 |
| 事業の目標 | ・大阪で活躍する医師の輩出【事業効果】・医師の診療科目・地域偏在を軽減 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。○概要　周産期や救急医療などに携わる医師を確保するため、医学生に対し修学資金等を貸与する。貸与終了後一定期間、周産期母子医療センターや救命センターなど、府内の拠点的医療機関に勤務することで返還を免除する。　〔対象〕府内大学の医学部生　〔人数〕大阪市大３名、大阪医科大学２名、関西医科大学５名　計１０名○執行方法　直執行 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 12,896(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 8,597 (千円) |
| 基金 | 国 | 8,597(千円) | 民 |  (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 4,299(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 12,896千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 産科小児科担当医等手当導入促進事業 | 【総事業費】463,153千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 医療機関 |
| 事業の目標 | ・産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助・産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助・ＮＩＣＵに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助【事業効果】・産科小児科担当医の確保 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　１　産科医分娩手当導入促進事業　　　産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。　２　産科研修医手当導入促進事業　　　産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。　３　新生児医療担当医手当導入促進事業　　　ＮＩＣＵに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助を行う。○概要　地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図る。○執行方法　医療機関へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 463,153(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 29,946 (千円) |
| 基金 | 国 | 91,873(千円) | 民 | 61,927 (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 45,937(千円) |
| その他 | 325,343(千円) |
| 備考（注４） | 137,810千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 精神科救急医育成事業 | 【総事業費】2,700千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪精神科病院協会に委託） |
| 事業の目標 | ・精神科救急医の確保を図るため、精神科救急に携わる動機付けを高めることを目的に研修医等に対して実地研修も含む研修を実施し（平成27年度２クール）、精神科病院における精神科救急医の不足解消を図る。【事業効果】・精神科救急医の確保 |
| 事業の期間 | 平成27年９月17日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。○概要　精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。○執行方法　大阪精神科病院協会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 2,700(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 1,800(千円) | 民 | 1,800(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）1,800 (千円) |
| 都道府県 | 900(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 2,700千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 女性医師等就労環境改善事業 | 【総事業費】272,068千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 医療機関 |
| 事業の目標 | ・「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を補助【事業効果】・女性医師の就労環境改善による人材確保・定着 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　医療機関が実施する「医師の勤務環境の改善への取組」や「出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取組」を支援する。本事業の取り組みにより、医師の定着を図り、安定的な医師確保に資することを目的とする。○概要「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の人件費や研修経費等の一部を医療機関に対して補助。○執行方法　医療機関へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 272,068(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 9,481(千円) |
| 基金 | 国 | 73,079(千円) | 民 | 63,598(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 36,540(千円) |
| その他 | 162,449(千円) |
| 備考（注４） | 109,619千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 新人看護職員等研修事業 | 【総事業費】1,598,818千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府看護協会に委託）、医療機関 |
| 事業の目標 | ・新人看護職員等研修事業（新人看護職員研修、医療機関受入研修、多施設合同研修）、専任教員養成講習会、実習指導者講習会の実施【事業効果】・新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止・看護職員の教育または実習施設での指導の任にあたるものに対して、必要な知識・技術を修得させ、看護教育の内容の充実等を図る |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図る。また、看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、看護教育の内容の充実、ならびに質の向上を図る。○概要　１　新人看護職員研修、医療機関受入研修事業、多施設合同研修　　・新人看護職員の資質の向上及び離職防止を図るため、ガイドラインに沿った研修を実施する施設に対して補助。また、研修責任者フォローアップ研修に参加させた施設に対し、その受講料の1/2相当額を追加補助。　　・採用数が少ないなどの理由により、単独で研修を実施することができない病院等の新人看護職員を対象に、府内８か所で合同研修を実施。　　　（大阪府看護協会に委託、同協会が各地域の中小規模病院の研修責任者と協働し企画・実施）・執行方法　新人看護職員研修、医療機関受入研修事業は医療機関へ補助多施設合同研修は大阪府看護協会へ委託　２　専任教員養成講習会　　・看護職員の養成に携わるものに対して、必要な知識技術を習得させ、看護教育内容の充実、質の向上を図る。　　・執行方法　大阪府看護協会へ委託　３　実習指導者講習会　　・看護師等養成所の実習施設で指導者の任にある者に対し、実習の意義、指導者の役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。　　・病院以外の実習施設で次に掲げる分野について指導者の任にある者に、実習の意義、指導者の役割を理解させ、特定分野の実習における効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。　　・執行方法　大阪府看護協会へ委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 1,598,818(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 22,474(千円) |
| 基金 | 国 | 92,429(千円) | 民 | 69,955(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）69,955(千円) |
| 都道府県 | 46,214(千円) |
| その他 | 1,460,175 (千円) |
| 備考（注４） | 138,643千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 看護師等養成所運営費補助事業 | 【総事業費】8,386,802千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 看護師等養成所 |
| 事業の目標 | ・保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助【事業効果】・看護サービスの向上と看護職員の定着 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。○概要　医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における運営費に係る経費の一部を補助する。　訪問看護ステーションへのインターンシップに取組むことを要件として基準額どおりに交付、取組まない施設は基準額に87％を乗じ、減額して交付。○執行方法　看護師等養成所へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 8,386,802(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 92,498 (千円) |
| 基金 | 国 | 675,839(千円) | 民 | 583,341(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 337,920(千円) |
| その他 | 7,373,043(千円) |
| 備考（注４） | 1,013,759千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | ナースセンター事業・総合ＩＣＴ化事業 | 【総事業費】38,187千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府※ナースセンター事業については、大阪府看護協会に、総合ＩＣＴ化事業については、債権管理回収業者に委託 |
| 事業の目標 | ・ナースセンター事業の運営支援・看護師等修学資金貸付金の債権管理業務委託を開始【事業効果】・潜在看護職員の就業促進・看護師等修学資金貸付金のＩＣＴ化推進による省力化・効率化による貸付金維持とこれによる看護職員の人材確保・定着 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成30年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。　・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。　・看護職員の人材確保・定着に向け、省力化・効率化を図るための総合的なＩＣＴ化を推進する。○概要　１　ナースセンター事業　　潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。　　(１)ナ－スバンクの実施　　　　資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介（ナースバンク）を実施。　　(２)就業協力員の配置　　　　ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置し、事業のＰＲを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。　　(３)再就業支援講習会の開催　　　　退職後のブランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。　　 (４)リフレッシュ研修会の実施　　　　新卒就業後３年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止を図る。　 ２　総合ＩＣＴ化事業　　　看護師等修学資金貸付金債権管理委託業務　　　　債権管理システムの構築・貸付金情報のデータ化及び債権管理経過の整理・債権管理（書類のチェック、データ入力等）業務の委託　　　債権回収（督促、交渉、収納、法的整理）業務の委託○執行方法　ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託　　　　　　総合ＩＣＴ化事業…債権管理、回収、収納専門会社等へ委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 38,187(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 25,191(千円) | 民 | 25,191(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）25,191(千円) |
| 都道府県 | 12,596(千円) |
| その他 | 400(千円) |
| 備考（注４） | 37,787千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 小児救急電話相談事業 | 【総事業費】44,320千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託） |
| 事業の目標 | ・電話相談を実施【事業効果】・二次救急病院等への患者集中を緩和することによる救急病院に従事する医師の負担軽減 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　看護師が相談者からの電話相談に対応し、小児科医の対応が必要な場合は、協力病院の当直医等に相談のうえ、相談者に返答する。　保護者等の安心確保を図るとともに、適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院等への患者集中を緩和し、救急病院に従事する医師の負担軽減を図る。○概要　子どもをもつ保護者等への相談対応　相談員に対する研修　運営協議会の開催　相談実績の分析、分析結果を踏まえた情報発信　＃８０００のＰＲ、小児初期救急医療に関する啓発　等○執行方法　大阪府（株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託） |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 44,320(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 29,547(千円) | 民 | 29,547 (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）29,547 (千円) |
| 都道府県 | 14,773(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 44,320千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 小児救急医療支援事業 | 【総事業費】1,188,979千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 府内市町村（二次医療圏単位の幹事市） |
| 事業の目標 | ・地域ブロック（11ブロック）単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を支援【事業効果】・小児救急患者を受け入れる医療機関を確保・小児救急医療機関を支援することによる小児救急従事者の確保 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確保することにより、子どもの病気、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。○概要　市町村において、地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する事業を実施し、府は事業実施にかかる費用を補助する。　（市町村より小児救急医療を担う医療機関に対し体制確保にかかる費用を補助）○執行方法　二次医療圏単位で幹事市へ補助 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 1,188,979(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 98,947(千円) |
| 基金 | 国 | 98,947(千円) | 民 | (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 49,473(千円) |
| その他 | 1,040,559(千円) |
| 備考（注４） | 148,420千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 救急搬送患者受入促進事業 | 【総事業費】8,461,736千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 医療機関 |
| 事業の目標 | ・救急搬送が困難となっている患者の受入体制の強化および「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の分析・検証等【事業効果】・救急車が病院に到着するまでの時間短縮、救急医療体制の充実 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　救急隊員の病院選びが困難となっている患者を受入れる病院への支援や救急隊の活動・病院の受入れ状況を分析・検証することで必要な人が速やかに救急医療を受けられる体制の構築を図る。○概要　救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難となっている患者の受入れに協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。　〔搬送困難症例〕　　①介護状態の高齢者（65歳以上）　　②精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事案　　③整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15歳未満）　　④まもってＮＥＴ事案（※）　　　※５件以上の病院照会又は30分以上の現場滞在で搬送先が決まらない場合にシステムを活用し、複数の病院に一斉に受入れ要請を行う。○執行方法　医療機関へ補助　　　　　　患者を搬送する救急隊の活動状況や受入れた病院での診断・処置などの情報を収集し、病院到着前と到着後の情報をマッチングさせた上で、課題を抽出し、救急搬送や受入れのルールの改善を行う。 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 8,461,736(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 36,284(千円) |
| 基金 | 国 | 386,000(千円) | 民 | 349,716(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 193,000(千円) |
| その他 | 7,882,736(千円) |
| 備考（注４） | 579,000千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 災害医療体制確保充実事業 | 【総事業費】5,400千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（医療機関等に委託） |
| 事業の目標 | ・災害時の医療体制の確保に向け、災害医療協力病院の医療従事者に対し、初期治療やトリアージ等の基礎研修を実施【事業効果】・災害時における初期治療やトリアージを行える医療従事者の確保 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　災害時に備え、救急部門の医療従事者のみならず多くの医師等が災害医療に関する知識を習得するための研修を実施する。○概要　災害医療基礎研修　　救急・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を取得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関になだれ込むのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修を実施する。○執行方法　医療機関等に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 5,400(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 |  (千円) |
| 基金 | 国 | 3,600(千円) | 民 | 3, 600(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）3, 600 (千円) |
| 都道府県 | 1,800(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 5,400千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業 | 【総事業費】70,484千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（大阪府医師会に委託） |
| 事業の目標 | ・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中央急病診療所からの後送受入病院を輪番で確保【事業効果】・夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制を確保 |
| 事業の期間 | 平成27年4月１日～平成28年3月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、大阪市中央急病診療所対応が困難な、より緊急度、重症度の高い患者を受け入れる後送病院を府全域で輪番制により確保することで、眼科、耳鼻咽喉科において必要な人が速やかに適切な救急医療を受けられる体制を整備する。○概要　協力病院の役割　　眼科、耳鼻咽喉科に係る二次救急患者を輪番で受け入れる体制を確保する。　　当番日は大阪市中央急病診療所からの受入要請は必ず受け入れる。　　※体制確保にかかる医師の人件費等の費用を体制確保謝金として支給　委託先：大阪府医師会の役割　　協力病院のローテーション組みを含む、後送病院の確保に係る調整　　後送病院ローテーション会議の開催○執行方法　大阪府医師会に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 70,484(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 46,989(千円) | 民 | 46,989 (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）46,989 (千円) |
| 都道府県 | 23,495(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 70,484千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 医療対策協議会運営事業 | 【総事業費】607千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府 |
| 事業の目標 | ・医療対策協議会の設置・運営【事業効果】・医療従事者の確保 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　大阪府の実情に適した効果的な医師確保策を検討する。○概要　救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議するため医療対策協議会を設置する。○執行方法　直執行 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 607(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | 405(千円) |
| 基金 | 国 | 405(千円) | 民 | (千円)うち受託事業等(再掲)（注３）(千円) |
| 都道府県 | 202(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 607千円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 治験ネットワーク機能構築事業 | 【総事業費】15,074千円 |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域 | 豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉北圏域、大阪市圏域 |
| 事業の実施主体 | 大阪府（ＮＰО法人に委託） |
| 事業の目標 | ・治験ネットワーク機能を構築・潜在看護師等を治験・臨床研究支援業務の中核を担うＣＲＣとして養成【事業効果】・治験業務従事者の負担軽減・潜在看護師等の復職支援 |
| 事業の期間 | 平成27年４月１日～平成28年３月31日 |
| 事業の内容 | ○事業目的　府内の基幹的な医療機関による治験ネットワーク機能を構築することで、治験業務の効率化・迅速化を進め 、医療機関（治験業務従事者）の負担を軽減する。　また、潜在看護師等をＣＲＣとして養成し「治験業務従事者の負担軽減」を図るとともに、「潜在看護師等の社会復帰」を促進する。○概要　①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同ＩＲＢの運営効率化のための諸整備等）を整備する。　②潜在看護師等を対象にＣＲＣ養成研修（講義＋実務研修）を実施する。○執行方法　ＮＰＯ法人に委託 |
| 事業に要する費用の額 | 金額 | 総事業費 | 15,074(千円) | 基金充当額（国費）における公民の別（注２） | 公 | (千円) |
| 基金 | 国 | 10,049(千円) | 民 | 10,049(千円)うち受託事業等(再掲)（注３）10,049(千円) |
| 都道府県 | 5,025(千円) |
| その他 | (千円) |
| 備考（注４） | 15,074千円 |

（注２）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注３）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注４）備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。